

I 計画の前提

1. 計画の策定方針

(1) 緑の基本計画について

① 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像や目標等を定める計画です。(都市緑地法第4条)

本市では、緑の保全と創出を進めていく基本的な方向を示す計画として、平成11年に「和歌山市緑の基本計画」を策定しました。今回の緑の基本計画の改定は、計画策定から18年が経過し、緑の現況や緑を取り巻く社会情勢が大きく変化していることに対応するため、計画の見直しを行うものです。

② 対象とする緑

本計画で対象とする「緑」とは、樹木や草花だけの植物だけでなく、植物を含む周辺の土地や空間も対象になります。公園、緑地、街路樹、住宅の庭、お寺や神社の森、和歌山城の緑、農地や山林、まちなかの広場や浜辺、河川敷も和歌山市の「緑」と捉えます。特に平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、市街化調整区域に加えて市街化区域を含めた農地全体が、本市の主要な緑として重要度が高まっています。

これらの多くの分野にまたがる「緑」を対象として、今後20年間という長期的な視点から、市全体の緑のあり方を検討します。

幅広い分野の『緑』を対象



都市緑地法：都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与するための法律。

都市農業振興基本法：良好な都市環境を形成するため、都市農業を継続させて、多様な機能を発揮させるための法律。

市街化区域：都市計画区域のうち、すでに市街地となっている区域およびおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るために定められる区域。

市街化調整区域：都市計画区域のうち、市街地化を抑制すべき区域。

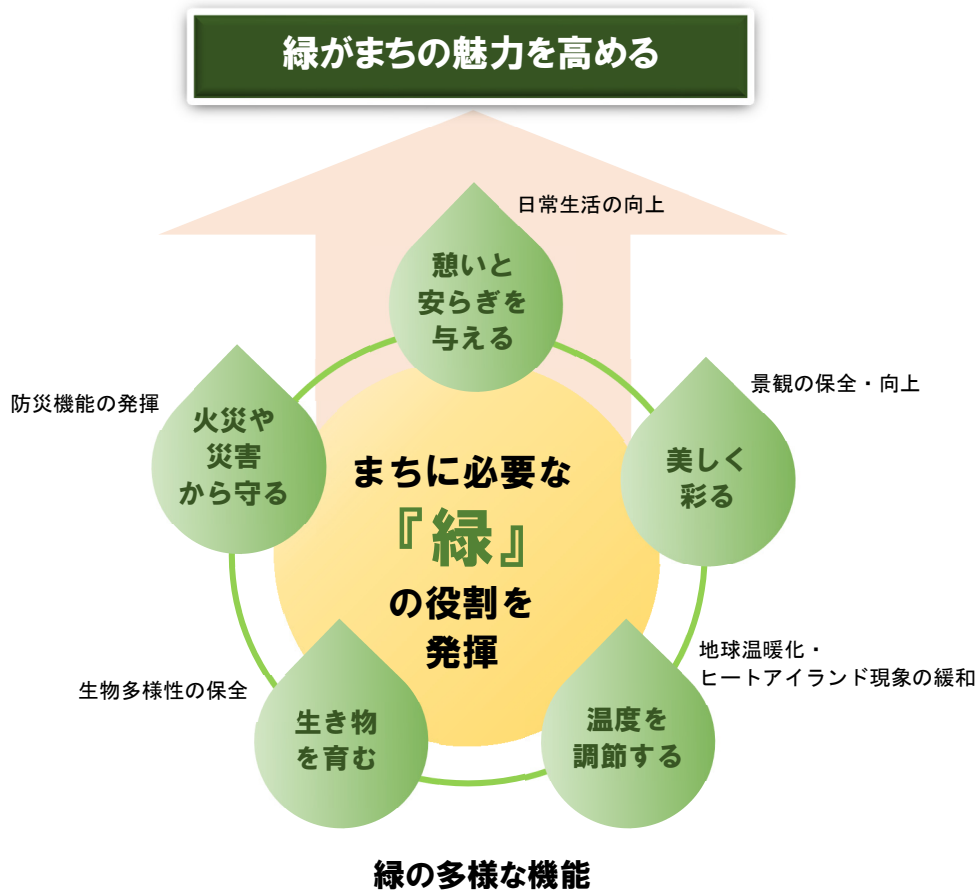
(2) 計画策定の背景

① 緑に求められる機能

本市は、既に人口減少・少子高齢社会へと突入しており、コンパクトなまちづくりを進めています。それと同時に、住みたくなるまちとしての魅力を高める緑のあり方を考える必要があります。

都市における緑は、生活にうるおいや安らぎを与える機能をはじめ、多様な機能を有しており、それらは快適で安全なまちを形成していくために欠かせないものといえます。

大規模自然災害の多発に加えて、南海トラフの巨大地震発生への危惧も高まっており、緑が持つ防災機能は、災害に強いまちづくりに活用されています。また、緑は、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、地域の個性的な景観の保全・形成に大きな役割を果たしています。さらに、近年では、緑が動植物の重要な生息・生育場所となることから、生物多様性の保全機能も注目されています。



ヒートアイランド現象：都市部が周辺域よりも高い温度になっている現象。

② 緑に対する和歌山市の考え

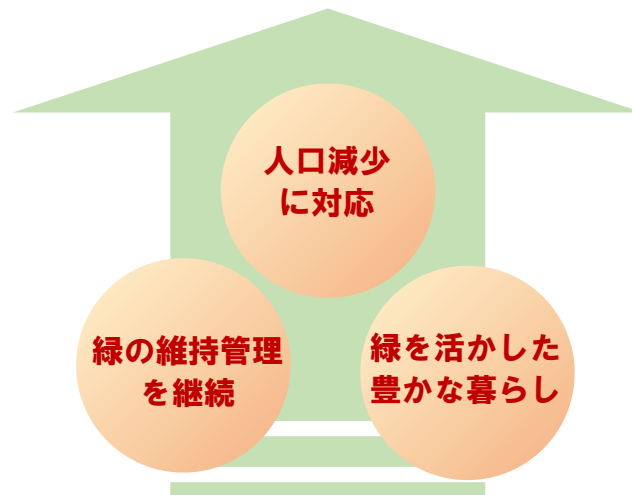
緑を活用したまちづくりは、これまでの緑化施策の中心であった樹木の数や緑の面積といった「量」の拡大だけでは不十分な時代となっています。人口減少が進んでいく将来を見据えて、既に整備された公園や農地をはじめとする様々な緑について、いかに維持管理を継続させながら、緑を活用した豊かな暮らしを実現し、市民共有の資産として次世代に引き継ぐかといった、緑の「質」の維持・向上への取り組みが、今まで以上に重要になります。

これらの取り組みを実現していくためには、行政による取り組みだけでなく、市民と一緒に取り組む「協働」による活動を、さらに深めていく必要があります。

これらの社会情勢の変化に対応していくために、平成11年度に策定した「和歌山市緑の基本計画」の見直しを行い、今後も本市における緑の保全と創出に積極的に取り組んでいきます。

緑の『質』を重視する
市民との『協働』を深める

市民共有の財産として緑を次世代に引き継ぐ



緑に対する和歌山市の考え

協働：市民、事業者と行政が役割と責任を分担して、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

(3) 計画期間、計画の位置付け

① 計画期間

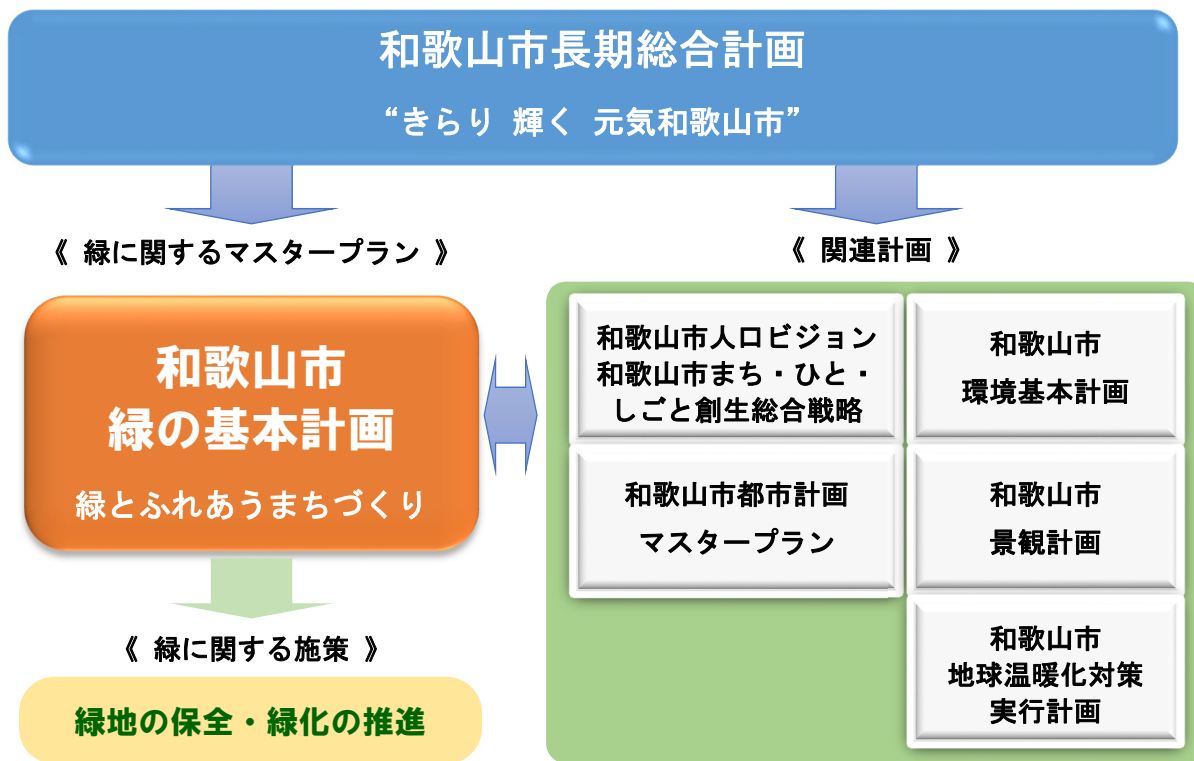
本計画は、平成 28 年度を初年度として平成 47 年度（2035 年度）を目標とする 20 年間の計画とします。しかし、緑地の整備や都市緑化は長期的な視点に立って進めていく必要があることから、目標年次を超えて長期的に取り組むべき課題や目標も含むものとします。同時に社会情勢の変化にも対応していくため、必要に応じて計画の見直しを検討します。

② 計画の位置付け

本計画は、「和歌山市長期総合計画」に即する計画であり、和歌山市全体の緑に関するマスタープランです。

また、本計画と関連する主な計画として「和歌山市人口ビジョン」、「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「和歌山市都市計画マスタープラン」、「和歌山市環境基本計画」、「和歌山市景観計画」、「和歌山市地球温暖化対策実行計画」等があります。

《 上位計画 》



計画の位置付け

2. 和歌山市の概況

(1) まちづくりの概要

① 都市形成の経緯

和歌山市は和歌山県の北西端に位置しています。

紀の川の河口部にあることから、古くから外洋船舶と内陸河川交通の結節点として発展し、江戸時代には徳川御三家である紀州藩の城下町として整備されました。以後、和歌山県の県都として発展し、平成9年度より中核市となりました。史跡和歌山城や名勝和歌の浦、雑賀崎などの歴史文化資産や豊かな自然に恵まれる本市は、古くから皇族や貴族が訪れ、今日でも大都市近郊の観光都市として多くの人が訪れるまちとなっています。

明治22年(1889年)に市制を施行したときの人口は5万人あまりでしたが、地場産業の発展や周辺の町村との合併などにより人口が増加しました。また、昭和戦前期には大規模な製鉄所や化学工場を誘致し重化学工業のまちとして発展してきました。

市勢の進展とともに隣接町村を次々に合併して市域を拡大しました。人口も、日本の高度経済成長の波に乗って増加し、昭和60年にピークに達しましたが、以降、人口減少に転じて現在に至っています。

現在は、少子高齢化・人口減少の時代変化に対応した、多極型のコンパクトなまちづくりを目指しています。



② まちづくりの基本方向

本市では、平成38年度を目標年次とする「第5次和歌山市長期総合計画」を策定し、将来都市像を“きらり輝く 元気和歌山市”、4つの分野の都市像を「1. 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち」、「2. 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」、「3. 子供たちがいきいきと育つまち」、「4. 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」と定めています。

(2) 自然的条件

① 気象

本市は瀬戸内気候区に属し、年間を通じて穏やかな気候に恵まれており、県内では年間降水量が少なめの気候となっています。

② 地形

本市の中心部は紀の川によって形成された沖積平野です。地盤が低い因此これまでにも多くの水害を経験しており、水害に対する配慮が必要な区域を含んでいます。

市域の周辺部は、北部は和泉山脈、南東部は和歌山東山地が広がっており、北東部の一部は標高 300m 以上の山地ですが、その他は標高 200m 前後の丘陵地となっています。

③ 地質

本市にある和泉山脈の南端部には、大きな断層である中央構造線が通っており、それを境として、北部は和泉層群で滑りやすい特徴をもっています。一方、南部には三波川変成岩が広がっていますが、この地質は風化しやすいため土砂崩れに対する配慮が必要です。

④ 土壌

北部の和泉山脈は、生産性が低い残積性未熟土壌や乾性褐色森林土壌が多く、一方、平坦部は肥沃な灰色低地土壌、東部の和歌山東山地は粘質の乾性褐色森林土壌で、農地として良好な生産性をもっています。

⑤ 水系

本市には国管理の 1 級河川として市域の中央部を流れる紀の川があります。また、県管理の 1 級河川が 21、2 級河川が 5、市管理の普通河川が 28、準用河川が 3 あります。

⑥ 貴重な動植物等

本市には、県の天然記念物として指定された貴重な植物等が 11 あり、保全上重要な植物群落として選定された自然林等が 7 あります。

また、県のレッドデータブックによると、絶滅のおそれのある野生生物として、淡水魚類、貝類、鳥類等が複数種、市内で確認されています。



一の橋の樟樹
(和歌山県指定の天然記念物)

(3) 社会的条件

① 人口

国勢調査による和歌山市の人口は、昭和 60 年以降は減少傾向にあり、平成 27 年は 364,154 人となっています。

世帯数は、平成 22 年と平成 27 年との比較では 0.3%と増加率は鈍化しているものの、増加傾向にあります。

人口・世帯数の推移

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	389,717	400,802	401,352	396,553	393,885	386,551	375,591	370,364	364,154
増減率	-	2.8	0.1	-1.2	-0.7	-1.9	-2.8	-1.4	-1.7
世帯数	116,333	126,196	128,362	132,843	139,875	143,651	145,339	152,569	153,089
増減率	-	8.5	1.7	3.5	5.3	2.7	1.2	5.0	0.3

資料：国勢調査



将来人口の推計

本市の将来人口が減少していく推計結果が、社人研、和歌山県都市計画区域マスタープランに示されています。

《参考：区域区分別人口》

年 度	実 績		推 計 値				
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年
①都市計画区域人口 (人)	375,591	370,364	364,154	347,200	332,000	315,500	298,400
②市街化区域人口 (人)	329,390	320,890	311,100	301,600	292,000	283,000	274,400
③市街化調整区域人口 (人)	46,201	49,474	53,054	45,600	40,000	32,500	24,000
市街化区域面積 (ha)	7,404	7,404	7,415.4	7,415.4	7,415.4	7,415.4	7,415.4
市街化区域人口密度 (人/ha)	44.5	43.3	42.0	40.7	39.4	38.2	37.0

※①都市計画区域人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）、平成 27 年の都市計画区域人口は国勢調査の確定値

※②市街化区域人口：和歌山県都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）

社人研推計値：「国立社会保障・人口問題研究所」が、都道府県別及び市町村別に推計を行った将来人口。

② 土地利用

土地利用は、商業・業務機能の集積した中心市街地、住宅及び商業の混在する周辺市街地、臨海部の工業地、郊外の住宅地及びこれら既成市街地の外縁部に広がる農地や山地となっています。

市街化区域の面積は7,415.4haで、都市的土地利用が6,310.11ha（85.1%）、自然的土地利用が1,105.29ha（14.9%）となっています。

土地利用の現況 (平成28年3月現在)

		市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域			
		面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)		
土地利用	自然的土地利用	農地	田	334.36	4.5	1,718.42	12.8	2,052.78	9.8
			畑	336.16	4.5	1,327.28	9.9	1,663.44	8.0
			(内生産緑地)	(75.21)	(1.0)	(0.00)	(0.0)	(75.21)	(0.4)
			(内河川敷)	(0.00)	(0.0)	(29.63)	(0.2)	(29.63)	(0.1)
		小計	670.52	9.0	3,045.70	22.6	3,716.22	17.8	
		山林	108.33	1.5	6,300.52	46.8	6,408.85	30.7	
		水面	186.43	2.5	600.18	4.5	786.61	3.8	
	その他の自然地	140.01	1.9	947.33	7.0	1,087.34	5.2		
	小計	1,105.29	14.9	10,893.73	80.9	11,999.02	57.5		
	都市的土地利用	宅地	住宅	2,163.57	29.2	587.89	4.4	2,751.46	13.2
			商業	589.49	7.9	161.11	1.2	750.60	3.6
			(内1ha以上)	(79.70)	(1.1)	(29.59)	(0.2)	(109.29)	(0.5)
			工業	960.89	13.0	107.70	0.8	1,068.59	5.1
			(内1ha以上)	(148.37)	(2.0)	(28.18)	(0.2)	(176.55)	(0.8)
小計		3,713.95	50.1	856.70	6.4	4,570.65	21.9		
公共空地		293.44	4.0	264.21	2.0	557.65	2.7		
公益施設		476.30	6.4	169.42	1.3	645.72	3.1		
道路		1,020.14	13.8	618.59	4.6	1,638.73	7.8		
交通施設		99.02	1.3	38.27	0.3	137.29	0.7		
その他の公益施設	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0			
その他の空地	697.38	9.4	594.44	4.4	1,291.82	6.2			
農業施設用地	9.88	0.1	33.24	0.2	43.12	0.2			
小計	6,310.11	85.1	2,574.87	19.1	8,884.98	42.5			
合計	7,415.40	100.0	13,468.60	100.0	20,884.00	100.0			
工業専用地域	747.80	10.1	0.00	0.0	747.80	3.6			
臨港地区(無分区、工専以外)	43.94	0.6	0.00	0.0	43.94	0.2			
砂防・急傾斜地崩壊危険・地すべり防止区域	31.37	0.4	103.12	0.8	134.49	0.6			
可住地	4,073.67	54.9	10,640.08	79.0	14,713.75	70.5			
非可住地	3,341.73	45.1	2,828.52	21.0	6,170.25	29.5			

非可住地

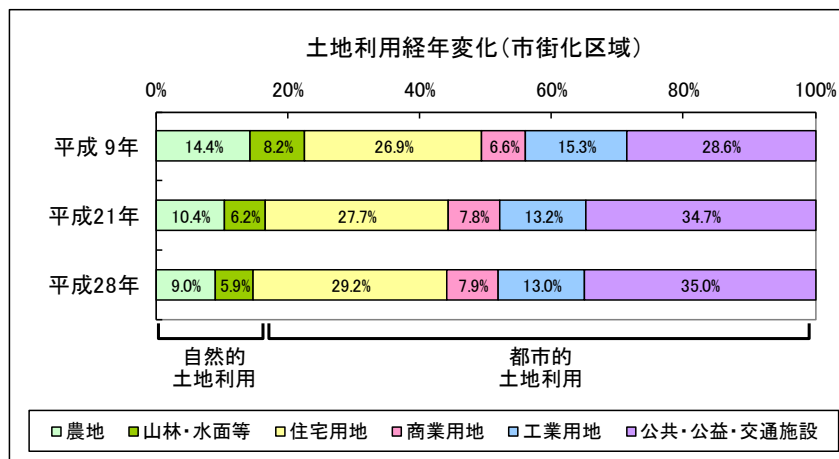
- ①水面、その他の自然地、公共、公益、道路、交通、その他の公益施設
- ②工業専用地域（公共・公益施設、道路、交通施設以外の面積）
- ③臨港地区（①、②にある土地利用以外の面積）
- ④1ha以上の商業、工業施設
- ⑤砂防・急傾斜地崩壊危険・地すべり防止区域（①、④にある土地利用以外の面積）
- ⑥生産緑地
- ⑦河川敷内の農地

■ 土地利用の変化

市街化区域を対象として、平成9年と平成28年における土地利用の変化を見ると、自然的土地利用は平成9年の22.6%から平成28年の14.9%へ7.7%減少し、それに伴い都市的土地利用は平成9年の77.4%から平成28年の85.1%へ7.7%増加しています。

自然的土地利用の内訳では、農地（田・畑）が5.4%減少、山林・水面等が2.3%減少しています。

都市的土地利用の内訳では、住宅用地が2.3%、商業用地が1.3%、公共・公益・交通施設地が6.4%増加しており、工業用地が2.3%減少しています。



(平成28年3月現在)

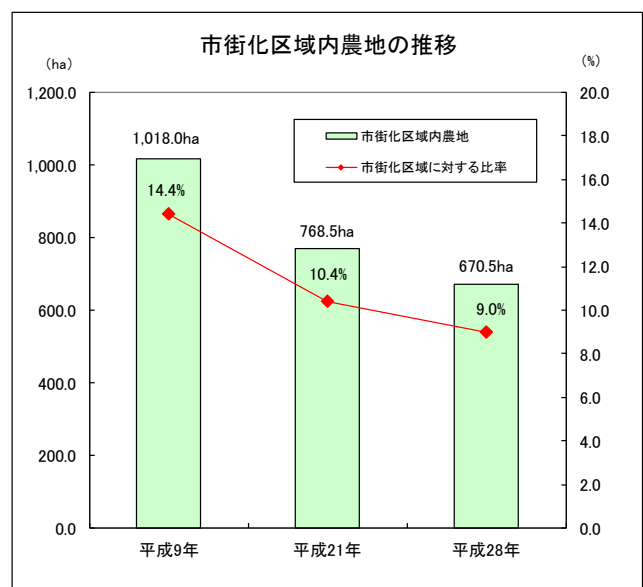
■ 市街化区域内の農地

市街化区域の農地は、農産物の供給といった生産機能だけでなく、都市における景観形成や環境保全といった多面的な役割を果たしています。都市農業振興基本法が制定されたこともあり、都市の緑地として、市街化区域内の農地が今まで以上に重要視されています。

市街化区域内農地の面積は 670.52 ha で、市街化区域面積 7,415.4ha に対して 9.0%となります。平成9年からの推移をみると、全体で平成9年の1,018.0ha から347.48ha 減少しています。

市街化区域に占める農地の割合

	市街化区域	農地	割合 (%)
平成9年	7,079.0	1,018.0	14.4
平成21年	7,404.0	768.45	10.4
平成28年	7,415.4	670.52	9.0



(平成28年3月現在)

③ 都市計画

昭和 43 年新都市計画法制定に伴い、和歌山市では、和歌山海南都市計画区域として隣接する海南市とともに昭和 46 年に区域区分（線引き）制度を導入しました。導入以降、積極的に都市整備を進める市街化区域と、市街化を抑制し優良な農地や自然を保全する市街化調整区域とに分け、無秩序な市街化の拡大による環境悪化を防止するとともに、効率的な公共施設を配置するなど良好な市街地の整備を行ってきました。

また、平成 12 年都市計画法改正では、大都市圏（首都圏整備法による「既成市街地」「近郊整備地帯」、近畿圏整備法による「既成都市区域」「近郊整備区域」、中部圏開発整備法による「都市整備区域」及び政令指定都市）以外の地域において、区域区分の要否の検討を行うものとされたことから、和歌山県下で区域区分制度を適用していた和歌山海南都市計画区域において平成 16 年に区域区分の要否について検討が行われました。

その結果、海南市は区域区分を廃止し、和歌山市は区域区分制度を継続して、和歌山市単独の和歌山都市計画区域となり今日に至っています。

■ 都市計画道路

和歌山市と大阪、紀北方面、紀南方面を結ぶ主要幹線道路は、高規格幹線道路の阪和自動車道や京奈和自動車道、地域高規格道路の第二阪和国道（国道 26 号）があります。

市域を東西方向に走る南港山東線、西脇山口線、市駅和佐線、今福神前線、和歌山港鳴神山口線（国道 24 号）、南北方向に走る有本中島線、松島本渡線、貴志琴ノ浦線（国道 42 号）、本町和歌浦線、環状に走る新和歌浦中之島紀三井寺線等、市街地を中心に都市計画道路を計画しており、整備率は約 67%（平成 28 年 4 月現在）となっています。

■ 都市計画公園・緑地

市街地を中心に街区公園、近隣公園、地区公園等の住区基幹公園、総合公園、運動公園、風致公園、特殊公園等 57 箇所の公園を計画決定しています。

また、良好な自然環境を有し、都市の環境保全、公害緩和、災害防止、景観向上を目的とする公共空地として 4 箇所の緑地を計画決定しています。

平成 28 年 3 月現在では、計画決定した公園について、街区公園については 32 箇所、約 10.4ha の計画のうち約 86%（約 8.9ha）が整備済みですが、都市計画公園全体の整備率は約 45%となっています。緑地は約 104.4ha が整備済みですが、その整備率は約 13%の状況にあります。

都市計画公園・緑地：都市計画法に基づいて、都市計画決定された公園・緑地。一般的に都市計画公園として都市計画決定し、整備された後に「都市公園」として設置される。

都市計画公園・緑地の概要

(平成28年3月現在)

種 類	種 別	都市計画公園・緑地			
		計 画		開 設	
		箇 所	面積 (約・ha)	箇 所	面積 (約・ha)
住区基幹公園	街区公園	32	10.354	29	8.884
	近隣公園	12	25.29	8	10.99
	地区公園	1	4.50	1	4.50
都市基幹公園	総合公園	2	23.06	0	0.00
	運動公園	2	28.30	1	15.00
特 殊 公 園	風致公園	6	152.11	3	58.63
	歴史公園	1	20.45	1	20.45
	その他	1	1.82	1	1.82
公園 合計		57	265.884	44	120.274
緑 地		4	831.07	4	104.38
緑地 合計		4	831.07	4	104.38
公園・緑地 合計		61	1,096.954	48	224.654

